

感染症連絡票

患者名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者は、下記疾患が軽快し、感染症の予防上支障が無く、また集団生活をする上においても支障が無いと判断します。

本人の体調が良ければ、 _____ 月 _____ 日より登園可能です。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保育園 園長様

医師 _____

疾患名	登園出来ない期間（目安）
1 麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
2 風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
3 水痘（水ぼうそう）	発疹がかさぶたになるまで
4 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
6 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7 溶連菌感染症	主要症状が消失するまで
8 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
9 流行性角結膜炎（はやり目）	主要症状が消失するまで
10 急性出血性結膜熱	主要症状が消失するまで

*この連絡票は診断書ではありません。また、受診当日での判断で書かれていますので、保護者や園の方々は、必ず登園した日のこどもの一般状態を、受診時と変わりが無いかチェックして下さい。

なお、この連絡票は急病当番医では記入できませんのでご了承ください。

*上記以外の疾患については、文書料が必要となることもあります。